

## 平成26年第4回波佐見町議会定例会会議録

平成26年第4回波佐見町議会定例会（第6日目）は、平成26年12月15日本町役場議場に召集された。

### 1. 出席議員は次のとおりである。

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 百武辰美 | 2番  | 中尾尊行 |
| 3番  | 石峰実  | 4番  | 古川千秋 |
| 5番  | 尾上和孝 | 6番  | 藤川法男 |
| 7番  | 今井泰照 | 8番  | 太田一彦 |
| 9番  | 松尾道代 | 11番 | 大久保進 |
| 12番 | 中村與弘 | 13番 | 松尾幸光 |
| 14番 | 川田保則 |     |      |

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

|     |      |
|-----|------|
| 10番 | 松添一道 |
|-----|------|

### 3. 書記は次のとおりである。

|        |     |    |      |
|--------|-----|----|------|
| 議会事務局長 | 山田清 | 書記 | 山下研一 |
|--------|-----|----|------|

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

|                    |      |                |       |
|--------------------|------|----------------|-------|
| 町長                 | 一瀬政太 | 副町長            | 松下幸人  |
| 総務課長               | 村川浩記 | 商工振興課長         | 前川芳徳  |
| 企画財政課長             | 楠本和弘 | 税務課長           | 岳邊忠彦  |
| 住民福祉課長             | 朝長義之 | 健康推進課長         | 河野政幸  |
| 農林課長兼<br>農業委員会事務局長 | 山口浩一 | 建設課長           | 吉田耕治  |
| 水道課長               | 澤田義満 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 諸隈三恵子 |
| 教育長                | 岩永聖哉 | 教育次長           | 平野英延  |
| 給食センター所長           | 内田稔  | 総務課行政担当係長      | 林田孝行  |

5. 議事日程は次のとおりである。

- |       |   |  |
|-------|---|--|
| 日程第1  | 議案第73号  | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第2  | 議案第74号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する<br>条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3  | 議案第75号  | 波佐見町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する<br>条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4  | 議案第66号  | 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）                    |
| 日程第5  | 議案第67号  | 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算<br>（第2号）        |
| 日程第6  | 議案第68号  | 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第<br>2号）         |
| 日程第7  | 議案第69号  | 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3<br>号）          |
| 日程第8  | 議案第70号  | 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第<br>2号）         |
| 日程第9  | 議案第71号  | 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第10 | 議案第72号  | 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算（第1<br>号）           |
| 日程第11 | 閉会中の継続調査申出について<br><br>(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会) |  |

---

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。

ただいまから平成26年第4回波佐見町議会定例会第6日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第73号

○議長（川田保則君）

日程第1．議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは議案について説明をいたします。

議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。

人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与について所要の改正を行うものであります。

まず、改正条例案の中身に入ります前に、今回の人事院勧告の内容について説明をいたします。

今回の人事院勧告に関しましては、大きく二つの項目がっております。1点目は民間給与との格差等に基づく給与の改定でございます。これは、全体的には引き上げの改正でございます。今回の改正分につきましては、12月の議会に条例改正を上程をいたしまして、平成26年4月の1日までさかのぼりまして適用するというものでございます。これが1点目。それから、大きな2点目は、給与制度の総合的見直しが行われておりまして、これに関しましては全体的に引き下げの勧告でございます。この引き下げ分につきましては、来年27年の4月の1日から適用をするものでございます。

ただし、今回の12月の条例改正につきましては1点目の部分だけを条例改正をいたしまして、2点目の来年の4月以降の改正分につきましては、来年3月の定例会に条例改正をするということで計画をいたしております。

それでは、まず1点目と2点目の個別の中身について説明をいたします。

まず1点目の民間給与との格差の部分の給与改定は、月例給与と勤勉手当の改定がっております。月例給与は、民間との格差0.27%、平均で1,090円を引き上げるものでございます。俸給表の改定につきましては、主に若年層に重点を置いた改定となっております。若年層の高校卒業程度の初任給程度で2,000円程度の引き上げがっておりますけれども、50歳を

超える後半層の俸給表については引き上げはあっておりません。

それから2点目が、勤勉手当の引き上げでございます。勤勉手当は、これまで年間で3.95月とするものを年間で4.1月まで引き上げるということをごさいますして、0.15月分の引き上げがなされるものでございます。この勤勉手当につきましては、既にもう6月分については支給されておりますので、この0.15月分を12月1日基準日の部分で措置をしようというものでございます。

それから3点目が、通勤手当の引き上げでございます。通勤手当につきましては幾分幅があつておきまして、100円から7,000円までの引き上げとなっております。

それから大きな2点目の民間賃金の給与制度の総合的見直しにつきましては、全体的に引き下げということになっておりますが、基本的な考え方は、民間賃金の低い地域において格差があることを踏まえ、官民給与の実情を適切に反映させると、これが主な主眼でございます。俸給表の引き下げにつきましては平均2%、3級以上の50歳代後半につきましては4%の引き下げをごさいますして、全体的に給与を引き下げということにしておりますけれども、地域によりましては、その引き下げ分を地域手当で補填をするということになっておりますけれども、長崎県の場合につきましては、幾分民間の給与格差が低いところに位置づけをされておりますので、地域手当の見直しについては本町の場合は該当がございません。ですから、2%から4%が引き下げというふうな形になっております。

それでは、今回の定例会におきまして改正をいたします条例について説明をいたします。2ページの別紙をごらんいただきたいと思ひます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号、以下、条文が記載をされておりますけれども、この部分につきましては通勤手当の分の改正でございます。通勤手当は交通用具を使用する者の通勤手当でございまして、2キロメートル未満につきましては該当がありませんが、それを超える分については通勤距離に応じた通勤手当が支給されることになっておりますが、この部分で100円から7,100円までの幅で引き上げを行うことになっております。

続きまして、中段、第22条第2項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。この規定は、勤勉手当の支給率を年間0.15月分引き上げるものの条文でございます。

続いて、附則第11項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。この条文は、現在の給与の支給の運用の中で、6級在職者で55

歳以上の職員は給与額から1.5%減額をするという措置が講じられておりますが、今回の改正の部分の勤勉手当につきましても、増額後も同様に1.5%を減額するということの規定でございます。

続いて、別表を次のように改めるということで、俸給表の改正が以下の表のとおり改正されるものでございます。ページは4ページをめくっていただきまして、俸給表の一番最後のページになります。

附則。施行期日等。この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第22条第2項及び第3項並びに附則第11項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

ここの規定は、俸給表月額の部分の改定については、ことしの4月1日から適用します。ただし、勤勉手当については12月1日を基準日とする手当分から改正をします、という附則でございます。

なお、2ページめくっていただきました後の新旧対照表は、それぞれ新と旧の額を書いております。俸給表につきましても、旧と新、細かい文字で記載をしておりますので、わかりにくいかと思えますけれども、以上が改定の中身でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方をお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

**○8番（太田一彦君）**

まず、提案理由のところなんですけど、これまで人事院勧告に準じてというのが本町のならわしといたしますか、こられたと思いますが、行革をやっていく中で、この人事院勧告に準じてではなく、参考にして、本町の財政に合わせて考えていくような考え方は今までなかったのかどうか。そして、今後も人事院勧告に準じて、要するに一般職の給与というのは本町はそうやっていくのか。例えばもっと財政的に厳しくなった場合、日本のほかの自治体では自分のところで決めてるところもあります。その辺の考え方をまずお聞きしたいということと、通勤手当で本町職員さんで一番長い距離と金額を教えてください。

**○議長（川田保則君）**

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、人事院勧告に準じてという考え方と、もしくは参考にしてという考え方はできないかということでございますけれども、これまで町職員の給与につきましては人事院勧告を基調といたしまして、準じてという考え方でありました。それは、いわゆる国家公務員であっても地方公務員であっても、同一労働に関しては同一賃金を支給すべきだ、これが基本的な考え方であります。幾分業務は違いますけれども、国家公務員であっても地方公務員であっても、つかさどる公務の事務については同一の事務なんですと。ですから、当然、職務給という考え方がありますから、それなりの職務に応じた形での違いは当然俸給表の中にあるわけですが、準じてという考え方は今のような同一労働同一賃金、これを基準にいたしております。

それから通勤手当に関しては、ちょっと今、手元に資料がありませんので、調べさせてもらっていいでしょうか。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

今井議員。

○7番（今井泰照君）

今回の改定に伴う金額的なものはどのくらいなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回の人事院勧告に準じた形での改定の影響額ということになりますけれども、こちらのほうで試算しておりますのが、まず給料、月額給料相当分のところで160万程度、それから通勤手当の改定部分で36万程度、それから期末勤勉、改正は勤勉手当だけでございますけれども、基準となる給料月額が変わりますので期末も若干変わります。期末の影響額が36万程度、それから勤勉手当が470万程度、それから、基準となります額が変わります関係で共済組合の負担金等が変わりますので、共済費が140万程度、合わせて850万程度が今回の人事院勧告に関する影響額でございます。これは、一般会計だけではなく、ほかの職員全体の部分の影響額でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

今井議員。

○7番（今井泰照君）

今の額は、4月から12カ月分になるのでしょうか。来年の3月まで。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ただいま申しました額は、26年度の年間の影響額でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほどの通勤手当の質問の中で漏れがございましたので。通勤手当、一番遠いところで30.4キロ、現在の通勤手当が1万6,100円、それに近いところでは26キロの1万3,700円、この職員が一番遠いところの職員でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案議第73号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第74号

### ○議長（川田保則君）

日程第2. 議案第74号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

### ○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第74号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由。現下の社会情勢の変化や県内自治体との均衡等を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

まず、条文の説明に入ります前に、今回の報酬の改定に係る経過等を説明いたします。

今回は全体的な見直しを行ったものに対する改正でございます。経過から申し上げますと、平成17年4月に約5%の減額改定、平成18年4月に20%の大幅な減額の改定を行っております。これは、当時の財政事情に配慮をしてという考え方に基づいています。その後、平成23年4月に選挙関係、学校医、交通指導員等、幾分増額の改定を行っております。平成18年以降9年余り経過をいたしまして、財政状況も幾分好転をしたとの判断によりまして、近隣の町の状況を見ながら、約10%の引き上げをすることで特別職報酬審議会に諮問し、答申を得ましたので、今回、この改正条例を上程したところでございます。

あけて、別紙をごらんいただきたいと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。以下、別表の中は教育委員会の教育委員長、月額2万800円。以下、改正をいたしました非常勤の特別職と金額の表を挙げております。

3枚めくっていただきまして4ページ、附則でございます。



この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次ページの新旧対照表をごらんください。

教育委員会の委員長の場合で月額1万8,900円を2万800円、改定率で10.1%でございます。以下、下から5行目までの公営住宅入居者選考委員、4,800円を5,300円に、ここまでは10%の改定でございます。下から4行目の選挙長以下につきましては、平成23年の改定がっておりますので、5%程度の改定となっております。ページをめくっていただきまして、上から9行目までの学校薬剤師、年額5万4,000円を5万6,700円に改定する。ここまでが5%の改定でございます。続いて、予防接種健康被害調査委員、9,200円を1万200円、ここは10.9%ですけれども、10%程度の改定です。それから5行目下の交通指導員、年額7万2,100円を7万5,800円、ここも23年の改定がっておりますので、ここは5%の改定でございます。母子保健推進委員以下、次ページの最後の特別職までは、全て10%程度の改定となっております。

他町との状況でございますけれども、月額、これまで波佐見町の場合4,800円でしたけれども、これを5,300円に改定をするわけでございますが、隣接の川棚町、東彼杵町の状況を申しますと、月額でいけば川棚町が6,000円、東彼杵町が5,400円ということでございまして、東彼杵町よりも若干低い程度の金額、全体的にそのような金額になっております。

以上のような形で改正をするものでございます。御審議方よろしくお願いたします。

#### ○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

百武議員。

#### ○1番（百武辰美君）

今、提案理由等から説明をいただきました。

まず一つ、ちょっと心外というか、見当違いの説明がありましたので。最後の各委員さんの日当を捉えて5,300円、それから東彼杵町が5,400円、それから川棚町が6,000円ということでした。これは各委員さんの日額の比較で若干ということでございましたが、ところが、やっぱり教育委員さんとかその前列のところを比べますと、まだ相当な開きがあります。10%以上ありますので、そこを一つだけ捉えて、若干という説明はいかがかなというところで一つ申し上げます。

それから、5%を20%の改定を行って、今回5%から10%の引き上げということでござい

ますが、この10%ないし5%の根拠をもう少し詳しく、こういった形でこの10%に決めたのか、あるいは5%になったのかという根拠をお示しをいただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず2点目の、今回の10%、5%の改定の根拠でございますけれども、18年度の段階で全体的に20%の引き下げが行われています。その後、今回の改定をする際に、どの程度まで引き上げが適当だろうかという論議も幾つかありまして、5%の案、それから10%の案含めまして検討をいたしました。その際に近隣の市町村を見比べまして、どの程度が適当かという旨判断をしながら、他町よりも超えて改定をする必要はないんじゃないかというのはまず1点であったんですけれども、その場合に10%、基本を10%としておりますが、引き上げた際に他町とどうなるかを見比べたときに、先ほどありましたとおりの金額の差程度になっております。で、じゃあ少し、若干という表現をしましたがけれども、他町よりもまだ少し低い形のレベルということになっております。

議員申されましたとおり、特別職の委員の中ではその差が幾らか、10%あったり、15%あったり、あるいは2、3%であったりという部分はあるかもしれませんが、それは以前からあった部分の差でもありますので、ここで改定の率をばらばらにすることそのものも余り好ましくないのではないかというふうなことを考慮をいたしまして、23年度に改定をしました一部の特別職は5%程度、それから、それ以外につきましては10%程度、このあたりを基準として、今回、結局、改定をしたというところでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

近隣町村、特に川棚、東彼杵を比較をされて、今、申し上げられました。

近隣の町村を超えて改定はできないという考えはわかりますが、ところが20%削減の前の水準が3町横並びというか、ほとんどあんまり差は変わらない程度の金額ですから、そういう見解であれば、やっぱり元に戻すべきだと思うんですが、何でそんな中途半端な10%の戻し方にしたのかというのがちょっと理解できない。

と申しますのは、去年の3月の議会の中でそういうことの質問をいたしました。これは合

併の17年度の財源不足を行うための歳出削減策の中の一つでございます。それで、特別職、町長3役の定率の10%削減、それから、この特別職の削減ということで、それを受けての5%、20%の削減でした。3役の方の削減は去年まで特例でやっておりましたが、今年はありませんでしたので、もとの戻っております。もとの状況にですね。ということを考えますと、やっぱりこの非常勤の部分も17年、18年の水準に戻すのが筋だろうと思うんですが、そのところの議論はなかったんですか。

**○議長（川田保則君）**

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

その部分についての論議は全くなかったわけではございません。ただし、先ほど申し上げましたとおりに、20%、要するに18年のレベルまで丸々戻しますと、川棚町、東彼杵町よりもふえてしまうという状況が発生することになると思います。したがって、川棚町と東彼杵町も現在の額そのものは平成17年に減額の引き下げの改定をされた金額が今の報酬の額というふうになっておりますので、そのあたりを含めまして、10%を基本として引き上げをした場合に、川棚町、東彼杵町よりも少し低目の金額にはなりますけれども、そのあたりが適当なところではないかということで審議会の答申もいただいております。

**○議長（川田保則君）**

百武議員。

**○1番（百武辰美君）**

もう一つ指摘をしておきますが、20%上げると現在の川棚町、東彼杵町より上がると今おっしゃいましたよね。ところが、認識がちょっと違いまして、一つちょっと例を挙げてみます。間違いなら間違いということでお伝えをいただきたいと思いますが、どこでも結構なんですが、例えば教育委員会の、ごめんなさい、月額のところでいかにばわからんごとなるんですかね。まあ、いいですね。例えば教育委員会の委員さん、17年3月の改定前で1万9,500円ありました。それで5%下がって1万8,500円、それから20%下がって1万4,800円ということになります。ですよね。それで、20%上げれば近隣町より高いとおっしゃいましたが、17年3月の1万8,500円ということになると、20%下げる前ですね、5%下がった時点、その合併のときの赤字策のすませる前は1万8,500円ですから、それを川棚町、東彼杵町の年額で換算をすると、川棚町が1万8,875円、東彼杵町が1万8,667円ですから、決して

高くはありません。だからその辺の、もう少し数字的な根拠をやっぱりよくしながら御発言をなさらないと、高くなりますということは、こういう検証をしないと、ほとんどの人は、ああ、高くなるんだということでございますから、その辺の数字的な取り扱いはもう少し厳重にさせていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

金額的なことについては私は承知しとらんとですけれども、今回のこの非常勤特別職の報酬の引き上げにつきましては、18年度に20%削減をしたと。その前から3町、現状を申しますと、3町の中で町長を初め議員の皆さん、あるいは、その他の特別職の皆さんも3町比べて低いわけですね。本町が極端に低いということもありまして、今回、幾らか財政の好転がしたということもあって20%削減しておったわけですが、ほかの議員さんなり、あるいは町長を初め3役、特別職の報酬も低いわけですので、そこらをも本町内の特別職全部を比較した中で、20%をもとに戻すのはちょっとまた時期が早いんじゃないかなと。もう少し経済なり、本町の財政状況が好転してからもとに戻すべきじゃないかなという感じがしましたものですから、今回、20%の半分の10%程度ということで判断をしたということでございますので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

申しわけありません。確かにそのとおりでございます。一部、私の誤解もあります。発言が誤っていた部分についてはおわびを申し上げます。ただし、基本的には日額の報酬の部分でいきますと、5,900円に戻しますと東彼杵町の5,400円よりも高くなり、川棚町の6,000円よりはまだ低いということになります。そういった部分もありますので、先ほどの発言については一部訂正をさせていただきます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

平成17年ぐらいから行革ということが盛んに言われてきまして、当然ながらこういういろいろな方々にも、職員の方、議員も2年前に二人少なくなって、そういうことからの行革ということが自治会から言われて、そういうふうになっております。

私は、改定は非常にいい面はあるわけでしょうけど、さっき言われました農業委員会とか監査とか、やはり10%ないし15%ということですから、ここまでぐらいは、やはり3町と比べてそこぐらいまでは増額をして、皆さんに仕事の認識を持っていただくと。波佐見町は他町より行事等がたくさんあります。そこに関していろいろな方々が協力をされております。本当町長もおっしゃるとおり、波佐見町はいろいろな行事があつてにぎやかな町だということで、そこあたりを相対しますと、今、副町長がおっしゃった好転をするような機会があれば考えたいということですから、来年とかということではなくて、2、3年をめぐりまして、3町の。

多少上がっても何百円かという世界ですから、春以降、特に農業委員会とか監査あたりもなされる機会が波佐見町は多いわけですね。例えば丸々25日とか、できる人も監査の中には代表がおられるわけですよ。そこらあたりを考えますと、やはり10%前後は2、3年後にはやはり上げるという気持ちを持って、いろいろな、今度は新しいホテルも2カ所建てる計画をされておまして、1カ所は企業誘致ということでありましょうけど、もう1カ所は当然30人、40人の方々もお働きになるということで、いろいろポートピアとかさまざまなこともありまして、そこら辺はやはり2、3年後には3町ぐらいにはぜひ上げていただきたいと思っておりますけど、いいかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

この報酬、職員も含めて特別職の報酬もなんですけども、やはり他町との関連もありますけれども、内部、町内、本町の独自のそういったものもありますので、これは均衡を保守していかなばなと思っております。で、おっしゃいますように、景気は上がってきて、それから本町の企業誘致等が進んで、税収等がふえて、本町の財政状況が好転してくるということであれば、その時点で、2、3年先になろうかと思いますが、5年先になろうかと思えますけれども、そういった時点で再度、本町内の状況、あるいは他町の状況も総合的に勘案しながら、再度検討してみたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

そういう方針でいかれるわけですけど、ぜひ5年と言わず、やはりいろいろな予算あたりは2年、3年ぐらいのサイクルでしておりますので、ぜひそのあたりをめどにして考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

私が言いましたのは、景気の回復状況、あるいは本町の財政の状況を見ながら、期間は5年とか3年とかじゃなくて、その時点で3年なら3年、必要であれば2年、必要であれば3年、その必要が生じる時点でまた十分検討しながら提案をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

波佐見の人は奥ゆかしくて、お金のことは余り口に出されません。でも、やっぱり日額と月額の方は少なくともそれなりに我慢して、ボランティア精神で頑張っているらしいんですけど、ここに年額というのが4つあるんですよ。交通指導員さん、7万5,800円、上げて改正後ですね。月額に直しますと6,000円、1日分です。スポーツ推進委員は3万3,700円、月額。月に直しますと2,800円です。母子健康推進の方は1万1,000円ですから、月に直すと900円、町有林の方もそうですね。管理人さんは2万900円ですので、1,660円。この年額というところをもう少し考えていただかないと。

スポーツ推進委員をちょっと例にとりますと、研修費、九州大会とか県大会の研修費も満額はもらえませんが、5人分とか、ひどいときは3人分とかしか出ませんが、この金額を全てプールしてこの中から使っている状態です。ですから、その年額というところの4つ、あるいはもっとあるかもしれませんが、こういうのを再検討していただけないでしょうか。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

この特別職の報酬の中では、日額とか月額とか年額とか、それぞれの決め方がございます。これはずっと従来からこういった形でできておるわけですね。それぞれの専門的な知識、それに費やす日数、それあたりを総合的に判断した上でのこの日額、月額、年額だろうというふうに思っております。もし、その中で、おっしゃったようなふぐあい等が生じているようであれば、それは今後十分検討することにしたいというふうに思っております。

以前からこういう形でやってきておりますので、先ほど申しましたように、年間のそれに要する日数とか時間とか、そういったことの判断によるものと思っておりますので、一応この形で今回はお願いしたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

今、年額であったものの中でも、出た回数によって費用弁償ぐらゐの金額をかける何日としてやっている市町村も確かにあります。ですからどっちがいいのかわかりませんが、いずれにしても、検討をよろしくお願いします。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対ですか、賛成討論ですか。

○1番（百武辰美君）

反対討論です。

○議長（川田保則君）

初めに、反対討論を行います。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

議案第74号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

非常勤特別職の報酬及び費用弁償については、平成17年の合併に関する住民説明会の中で示された財源不足を補うための歳出削減対策と赤字解消対策の中の歳出の削減策に、特別職、町長、副町長、教育長の給料手当の定率10%削減、及び非常勤特別職の報酬20%の削減が上げられました。それに従って翌18年に約20%の削減が行われ、その後、平成23年度に選挙関係費の一部を改正して現在に至っております。

その後、財政改革などの結果、財政状況も幾分好転をしております。昨年3月の一般質問の中でこの問題を取り上げましたところ、できるだけ早い時期に検討してまいるとの答弁をいただきました。

私は、次の理由により反対するものであります。

報酬額の改定額の増加分が不十分であり、現況に即していないからと考えるからであります。非常勤の特別職の報酬については、平成17年度に約5%、18年の改定で約20%削減が行われ、それまでの報酬額の約25%の削減が行われております。しかしながら、今回の改正における報酬額の改定は、現行の約5%から10%にとどまっております。赤字解消対策を実施し、その後の財政改革などで財政状況は幾分好転をしております。これを受けて、昨年までの特例による特別職、町長、副町長、教育長の定率10%削減は今年度よりもとの状況に戻っており、私としては評価をしているところでございます。今回の非常勤特別職の報酬についても、平成17年、18年度の水準に戻すべきであると考えております。

昨年3月の副町長の答弁の中でも、結果的に平成26年度の当初予算を見れば増収も伸びてきましたし、そういった努力の結果でこうなってきたということでございますので、おっしゃるとおり、もとの戻す、あるいは他町との比較をしながら早目に報酬審議会を開かせていただいて、その場で十分御議論をいただきながら、その答申を得て決定をしてみたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

今回の改正内容は、もとの戻すというのには不十分な額であり、他の近隣町村との開きもかなりある内容です。したがって、議案第74号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については反対をいたします。

以上です。

○議長（川田保則君）



次に、賛成討論はありませんか。

太田議員。

**○8番（太田一彦君）**

私は、議案第74号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成をする立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど答弁のほうにもありましたように、景気回復はいまだ波佐見町には余り感じられておりません。また、財政状況も幾分好転と言われますが、今後、人口減というのも考えられますし、介護保険等の負担増というのも考えられますので、ここは今回、この程度の、これが妥当かどうかわかりませんが、この程度の増額で押さえておいて、あとは様子を見るということが最善じゃないのかなと私は思っております。よって、この議案第74号に賛成をいたします。

以上です。

**○議長（川田保則君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

ないですね。これで討論を終わります。

これから、議案第74号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手多数であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

**○議長（川田保則君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第75号

○議長（川田保則君）

日程第3．議案第75号 波佐見町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案の説明を申し上げます。

議案第75号 波佐見町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

波佐見町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。本基金の設置目的を改めるため、本基金条例を改正するものでございます。

別紙をごらんください。

第1条の設置につきまして、その目的を改めるものでございまして、第1条、波佐見町の産業活性化、雇用創出、交流人口の拡大など、将来に向け、活力あるふるさとを創る事業の推進のため、波佐見町ふるさと創生基金を設置するというふうに改めるものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

次のページをめくっていただいて、新旧対照表でございます。

右側のほうが現行条例でございますが、現行では、ふるさと創生の一環として国が実施する事業の趣旨に沿ってとなっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、左側の改正案としまして、波佐見町の産業活性化、雇用創出、交流人口の拡大など、将来に向け、活力あるふるさとを創る事業の推進のためというふうに改めるというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

まず、ちょっと言い回しが変わったということだと思うんですが、内容的に、じゃあ今回

付け加えた分は含まれていないのか、前のはですね。含まれないから入れたのか、一体今回の改正はこの文面を変えることによって、何が広がったりとか狭まったりとか、よくわかりませんが、ちょっとわかりやすく説明してもらいますか。ちょっとわかりにくいんですけど。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

今あります基金というのは、昭和63年から平成元年にかけての竹下総理の時代にできたふるさと創生基金ということでございまして、その当時、国のほうからの基金の流れでこの基金ができておるといふふうに理解をしております、その中で、国のほうからの考えといふふうなことがあったかと思っておりますが、今は地方の時代ということでございまして、より我々地方の行政にあるものの実勢なり、その中の項目としましては、今回上げております具体的な形で、産業の活性化とか雇用創出、それから交流人口の拡大といふふうなことに よりまして、具体性と自主性をより強調したという形になっているといふふうに思っております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

今の御説明、ちょっとなかなかだったんですけど、結局は産業の活性化、雇用の創出といふことであるんでしょうけど、こういう具体例に沿って、この基金を近い将来使うといふことを。

例えばですよ、この基金はずっとあるわけですけど、桜づつみとかで一部使ったといふこと でしょうけど、文言を変えなかったら黙っていいと。ただ、変えるということは、当然使 用用途をある程度考えながら改正されたと思っております。ぜひ私は、交流人口の拡大もあ りましようけど、産業活性のほうでそういう基金を適用をして、例えば、行政主体なんでは しょうけど、一般の皆さんの思いも相当ありますので、当然、右の現行の案も自ら考え、自ら 実施といふことですから、そういうふうな産業の活性のほうにこういう基金をぜひ。ずっと あっても基金も26億ぐらいあるものですから、やはり思い切って地域の活性化といふこと で すから、そういうことにぜひ使っていただきたいと思ひます。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

私の言葉足らずなところもあつただろうと思いますけれども、今、おっしゃったように、この目的に沿った形で十分協議をしながら、検討しながら使っていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

先ほどから言われますように、平成元年にこの創設をされて、1億円のあれがその当時来たんじゃないかと思っております。今、言われましたように、改正をされるということについては、26年間、ある程度創設はして、預金はしてありましたが、今言われますように、なかなかこの資金を活用したという実例があんまりないわけですね。ですから、そこら付近をどういう今まで効果があつて、これを創設した当時のあれからなつたのか。また、今言われますように、今度これを改正したら、どういう方面に使っていこうとされているのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

この基金の取り崩しにつきましては、平成2年から取り崩しをやっておりまして、先ほどある議員からありましたように、河川公園の整備事業等に平成2年から4年まで行っております。それから、稗の橋の移転工事とか、そういったものを行っております、途中で、平成20年には温泉泉源の掘削、配管敷設工事と、そういったものにも使っております、一番最近でいきますと平成23年、防災行政デジタル無線の施設整備事業にも使っております。

そういったことで、今後につきましては、効果につきましては、それぞれ今申し上げました事業が、結果的に町のインフラ整備であったり、活性化につながる事業にもつながっているんじゃないかというふうに思っております。今後は、先ほどの目的に上げました産業活性化、雇用創出、それから交流人口の拡大と。より具体的なことになると、ちょっと私も今、そこにやっていくというようなことのでございますので、それ以上のことはちょっと申し上げにくいんですが、頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

いろいろそういう資金の活用はされたということではありますが、やはりこれはその当時のことを思えば、貯金をするというよりも、産業の活性化というような、雇用創出というような一つの意味を含めて、経済効果があるようにというようなことで資金が来たわけでありますので、こういうことを有効に使って、一つの基本について使用していただくというのが大事かと思いますので、今後ともそういう計画を早急に立てられて、活用していただくように願っておるところでございます。そういうことを肝に銘じてやっていただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

今おっしゃるように、やはりここの文面を見ますと、国主導で国の事業をする、それにかかわるようなことという受けとめ方があるんじゃないかなど。今、国では地域創生、地方創生というような形で、そして、やはり国の事業と連動する部分もありますけれども、自分たちが自らやりたいというようなこと、そして、そういうことについて柔軟な対応ができるように、文面もわかりやすく改正をしたというところでございますので、すぐ何をどうこうということじゃなくして、今、ここに書いてあります産業の活性化とか雇用創出とか交流人口の拡大、そういうものに効果のある事業に対しては時期を見てきちっと対応して、十分活用をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議第75号 波佐見町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案議第75号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第66号

○議長（川田保則君）

日程第4. 議案第66号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案の説明をいたしたいと思います。

議案第66号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成26年度波佐見町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,780万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,700万円とするものでございます。

2ページをごらんください。

歳入増の主なものですが、まず増額につきましては、前年までの実績からの交付見込みとして、特別交付税のほか、庁舎蓄電池導入事業補助金、障害福祉サービス事業費補助金、国保基盤安定費補助金、保育所運営費補助金などの増額を行っております。

次のページをお願いします。

歳出につきましては、庁舎蓄電池導入事業費、人事院勧告に基づく給与改正による人件費、障害福祉サービス費、養護老人ホームの設置委託料、民間保育所運営費等々の増額を行っております。減額としましては、町長選挙が無投票となったため、選挙費の減額を行っております。

進んでいただいて、歳入の7ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳入の内訳でございます。9款、1項、1目。地方交付税のうち、特別交付税を5,000万円の増額ということで行っております。

開いて10ページをお願いいたします。

13款、1項、1目。民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金を320万5,000円、障害者自立支援医療給付費負担金を210万3,000円、児童福祉費負担金を333万3,000円など、合わせて923万1,000円の増額を行っております。

開いていただいて12ページをお願いいたします。

14款、1項、1目、県負担金、民生費県負担金につきましては、保険基盤安定負担金581万2,000円など、合計いたしまして1,013万2,000円の増額を行っております。

次のページをお願いいたします。

14款、2項、3目の衛生費県補助金でございますが、再生可能エネルギー等導入推進基金事業費としまして2,119万6,000円の増額を行っております。庁舎の蓄電池設置事業費の補助金となっております。

次に、歳出のほうに移りたいと思いますが、歳出につきまして、全般にわたる人件費については省略させていただきまして、23ページのほうをお開きいただければと思います。

2款、4項、3目。町長選挙費につきましては、町長選挙がございませんでしたので、332万2,000円の減額を行っております。

27ページをお開きください。

3款、1項、1目。社会福祉総務費でございますが、国民健康保険特別会計への繰出金、28節ですね、繰出金を809万2,000円の増額を行っております。2目。老人福祉費につきましては、養護老人ホーム入所者数の増加によりまして、措置委託料として930万円の、13節ですね、増額を行っております。3目。障害者福祉費につきましては、利用者数などの増加などにより、介護給付費を1,249万8,000円増額を行っております。また、訓練等の給付費につきましては、323万5,000円の減額を行っております。

29ページをお願いいたします。

3款、2項、2目。児童措置費、これにつきましては、入所者数の増などにより、民間保育所の運営費といたしまして、901万円の増額を行っております。

次のページをお願いします。

4款、1項、5目。30ページです。5目。環境衛生費ですが、庁舎蓄電地設置事業に関して実施設計・監理事業委託料280万、設置工事費2,465万7,000円、合わせて2,745万7,000円の増額を行っております。

少し飛んでいただいて、46ページをお願いいたします。

10款、6項、1目。管理費ですが、この中の11節の需要費の中で、消耗品費149万1,000円、修繕料225万7,000円の計374万8,000円の増額を行っております。

続きまして47ページですが、47ページは給与費の明細となっております、減額となっておりますのは、町長選挙がなかったための減額ということでございます。

それから、48ページは一般職の分ですが、人事院勧告による給与改定に伴い、一般職の給料が70万4,000円、職員手当で368万8,000円など、合計で557万6,000円、共済費、退職手当等含めて、557万6,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

松尾議員。

**○9番（松尾道代君）**

20ページをお願いします。2点をお願いします。

企画費の中の13節。委託料、マスコットキャラクターの100万円ですけど、これをどこに委託されたのか詳しい説明を。計画されているのかですね。もう一つ、その下の地域づくりのほうの委託料、地域アドバイザー業務委託料が100万円の減額になっております。この内容説明をお願いします。

**○議長（川田保則君）**

企画財政課長。

**○企画財政課長（楠本和弘君）**

今回ここに予算を計上しておりますのは、9月の補正の折に着ぐるみの補正等を行っております、その分が当初、別個に委託をするようにしておったんですが、依頼をですね、作成を、それを委託費としてまとめてするために、途中で流用した関係でこの予算を上げております、委託につきましては、今言われたのは、そういった専門にデザインを起こしたり、着ぐるみ発注を行ったりする業者、アドバイスをしてくれる業者がありますけれども、そち



らの方に3社に見積もりを出しまして、福岡のほうの会社に委託を行っておりまして、委託費としましては、委託総額は216万5,400円ということで委託を行っております。

私のほうからは以上です。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

2款、1項、17目。地域づくり事業費の中の地域アドバイザー業務委託料の100万円の減額でございますけれども、これは当初予算で216万円の予算計上させていただいております。うち9月の補正2号で116万円の減額をさせていただいております。満額の減額はしておりませんでした。と申しますのは、この事業にかわりまして、国からの100%補助事業のほうに乗りかえたわけでございますけれども、地域おこし協力隊を1名の予定が商工振興課において2名採用した関係で、それらの人件費がちょっと足らなかったものですから、この地域アドバイザー業務の中から流用して執行しておいた関係で、どうしても電算のシステムで満額の減額ができなかったということで、100万円だけ留保財源として置いておいたわけですが、今回改めて事業費を組み立てるにおいて、この減額措置をとったということでございます。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

**○5番（尾上和孝君）**

30ページをお願いします。

30ページの4款。衛生費の中で、この中に節が15節。庁舎の蓄電池の設置工事が2,465万7,000円ほどございます。この蓄電池施設をつくることによって、本庁舎はどのくらいの非常電源を賄うことができるのかということをも1点と、それと、済いません、41ページをお願いします。

この中の教育費の中に委託料、13節になりますが、東小学校の永尾分校閉校の38万と、それと42ページ、これの15節になります永尾分校の記念碑設置工事、これは50万上がっております。今回の分校の閉校は、三股、永尾両郷民はもろ手を挙げて賛成ではないということを改めて知っていただきたいなと思っております。今後の子供たちの学ぶ環境を考えたとき、

断腸の思いで自治会並びに郷民が苦渋の選択だったと思っております。今後、公社の整備やスクールバスの運行、その他もろもろの整備で地元から要望等が上げられると思いますが、前向きに検討していただいて、地元の意見を尊重し、協力していただきたいと思っております。

よって、今回、永尾分校閉校事業の委託として38万、それと記念碑事業に50万の予算を上げていただいていることには大変評価をしておりますが、今後、既に声が上がっておりますトイレの改修工事や校舎の進入口の移設など、その都度予算を上げられるかと思いますが、町長のお考えをお願いします。

**○議長（川田保則君）**

住民福祉課長。

**○住民福祉課長（朝長義之君）**

まず、最初の御質問でございますが、30ページの庁舎蓄電池の設置工事につきましてでございますが、この事業につきましては、国のグリーンニューディール基金事業政策によりまして平成24年度からずっと要望を続けてまいっておりましたが、やっと26年度、県が採択を受けまして、どうにか事業化できるというような形になったわけでございます。この事業につきましては3カ年事業でございまして、平成26年度から28年度まで計画をいたしておるわけですが、その最初の年度で、この庁舎に蓄電池を導入するという計画でございます。基本的には新館側と言いますか、平成4年度に、この建物でございますが、でなければ設置ができないというような県の指導もございましたので、この新館側につきまして整備をいたす計画でございます。

使途でございますが、ここ役場庁舎の中に災害が発生しますと、災害対策本部が設置をされるわけでございます。災害の規模にもよりますが、想定としては24時間レベルで電源が遮断をされたというふうな想定の中での計画をいたしております。各新館側の部屋にコンセントと非常用の電灯を設置するようにいたしております。そういったことで、今回の事業は必要最小限の電源を確保するということが計画をしておりますので、その容量を満たす蓄電池が25キロワットの蓄電池、リチウムイオン電池でございますが、それを設置して災害時に備えるというふうな計画をいたしております。

新館側には電灯を30灯ほど設置をいたしております。必要最小限度ということですので、こういった全ての部屋に何カ所もつければ当然消費が上がってきますので、一つの部屋に4

カ所とか2カ所とか、それと電源コンセント、そういったものを設置をいたすようにいたしておるころでございます。その分の工事費と設計監理費委託料の予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

永尾分校の閉校につきましては、廃校につきましては、長期間にわたって教育委員会も真摯に誠実にもって、そして地域の皆さん方の御意見を尊重しながら、本当にスムーズに来たんじゃないかなと、そういう信頼関係があります。そしてまた、そういう思いのある永尾分校でございますし、ある面では地域の永尾郷、三股郷の皆さん方の閉校後の活用ということについては、昔のごと、この際法外な要求をされるような地区ではありません。きちんと、常識的に、そして、そういう地域の場所、今までの歴史、そういうことをきちんと尊重して、そして必要なものについては前向きにちゃんと検討して、御理解をいただくようにですね。地域の方の御理解をいただく。そしてまた、町民の皆様方には、やはりそれは当然のことだと言えるようなことを、お互いに今からの活用についての協議は真摯に努めていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

トイレの改修工事とかその他の。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

そのことも含めて具体的に、やはり地域の皆さん方の考え方をきちんとまとめていただいて、そして、その遂行については時期とかなんとかも、ちゃんと今、それぞれの地域の方々が四つの部会を開いて協議をされている。そのことをきちんと説明をしていただき、そして、きちんと対応していこうというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

教育長。

**○教育長（岩永聖哉君）**

今、町長の御意見を言われましたけれども、このことについては常に町長部局と町長の指示を受けながら、我々としては町民の皆さん方の意見を十分に聴取して、肅々とこのことについては進むようにというふうに委員会のほうとしても町長から指示を受けていますので、その件については具体的に進めているところでございます。

ですから、議員御心配をなさっておられますような町民の意見というふうなものは、今後、我々としてもしっかりと膝を交えて、部会の中に参加をして、そして聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。

**○3番（石峰 実君）**

29ページの4目の子育て世帯の臨時特例給付金の60万補正があったわけですが、この内容を含んで、全体としての状況をお知らせいただきたいと思います。もう請求、全部申請されたのかどうか、その点が一つ。

それから、34ページ、観光費の薬剤注入ポンプの購入費、備品購入費、18節、これはどういったものなのか、どこのものの備品購入費で、どういった内容なのかをお知らせいただきたいと思います。

それから、32ページの5目の土地改良費、工事請負費の中の志折地区の溜掘工土木シート、この補強はどこでどういったものなのか。それから、補助金の小規模農林事業の内容ですね。災害等に係ったものなのかどうかをお尋ねいたします。

**○議長（川田保則君）**

住民福祉課長。

**○住民福祉課長（朝長義之君）**

子育て世帯臨時特例給付費についてでございますが、子育ての分につきましては、ほぼ現在の段階で終了いたしておるということで、総数1,820人ということで最終的に数字になっておりますが、まだ制度そのものは年度末まで国の要綱でいけば生きておりますので、その間にそういった申請等があれば対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

34ページ7款、1項、3目の観光地の中で薬剤注入ポンプの購入費についてのお尋ねでございますけれども、これは新泉源施設におきます揚湯・貯湯施設がございますが、その中で電解次亜塩素酸を精製するための薬剤を注入するための小さなポンプがございますが、これが故障してしまいまして、今後の衛生管理面におきましても至急に取りかえる必要があるということで、現状としましては予算を流用させて執行させていただいたというところがございます。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

32ページの志折地区の補強工事でございますけれども、これは実は25年度の国の耕作放棄地の再生事業で整備しました水をためる素掘りのタンクなんでございますけれども、シートを張って運用を開始したんですけれども、どうしても不十分な箇所が、漏水を防ぐことができなかったということで、その補強をやった内容でございます。

それから小規模農林事業は、議員おっしゃったとおり、災害でどうしてもかからなかった件数が数件ございましたので、今年度は追加の50万を計上しまして、その分の復旧の工事の補助金として小規模で対応させていただきました。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

34ページ、3目の観光費、13節、委託料。新ガイドマップ制作業務委託料の189万ですが、これは町内だけのどういう構図になるのか。こういうことも今後、ちょっと3町とか、いろいろ広域的につくる必要が私は今後あるんじゃないかと思いますが、これはどういうものをつくられるのかですね。

それともう一つ、36ページ、3目、15節と17節ですね。公有財産が買わなくてよくて、工事請負費になったというこのつけかえの工事の場所とか、その内容説明を詳しくお願いします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

34ページ、7款、1項、3目。観光費の委託料の件でございますけれども、実はこれ、当初予算のほうで11節の需用費、印刷製本費のほうに計上させていただいておったわけでございますけれども、物の企画までということで、委託料が適切であろうということで、予算の組みかえでございます。

内容としましては、現在、本町はことしを観光立町元年ということで位置づけていろいろな取り組みを行っておりますが、ご存じのとおり、西ノ原を中心としたお客様の来訪が非常に多くなっております。基本的にはそういった核から、コアといいますか、を中心として、周遊性を持たせるようなガイドマップが必要ではないかなというふうな考えを持っております。

今のお客様は西ノ原を起点としても、そのままお帰りになるお客様が意外と多いんじゃないかなと。その中から、中尾であったり、あるいは鬼木であったり、あるいは温泉であったりと、もう少し来られたお客様を周遊性を持たせて波及させたいというふうな企画のもとに、そういった方を選定しまして、委託をしたいというふうに考えておるところでございます。

広域的な連携につきましては、今後まだいろいろな、ハウステンボス周遊であるとか、あるいは3町協議の中でいろいろな商工会が取り組む事業がございますので、そういった中で取り組みが必要かなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

36ページの3目、15節と17節の件でございますけれども、この件につきましては、地域の元氣臨時交付金を充てておりまして、その額を全て使い切るというような格好の中で、今回用地費が余ったというような格好もございまして、工事費に回すというような格好にしました。

現在、桑ノ木井石本線、それから八島田ノ頭線、西川線、この4路線を重点的にやっておりますけれども、用地につきましては、八島田ノ頭線を今進めているところでございまして、

今、工事に着手しました。ただ、一部につきまして、3月までの買収がちょっとできないだろうということで、その部分を外しまして、現在進めているところでございます。

そういったことで、総額的に元気交付金を全て使い切ることがございましたものから、現在、工事に回して、その分を消化するというような格好にいたしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

先ほどのマップの件については、今までも何回かこういうのをつくられております。しかし、今、こう見ておきますと、ちまちましたのでは、ビラみたいにすると、なかなか持って回らんわけですよ。ただ配るだけのことでですね。やはり利用価値があるようなつくり方をして、広域的に、多少でも持っていけるように今後はしていったほうがいいんじゃないかと思えます。そういうことで、何回つくることではなくて、そして、観光地のいろいろな図面とかアクセス、インフラ、そういうことも載せて、多少でも、お客さんが来られたら、使いやすいパンフレットにしてもらえたらいいなと思えますが、今後のそういう状況ではどうでしょうかね。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

確かに広域的なマップというのも必要かというふうに思いますが、それはそれでまた別の事業で組み立てしながら、他町とも協議しながら進めるべきものだと思いますし、現在、観光に取り組む温度差といいますか、姿勢が各町違うんですよね。そうした場合にはなかなか、じゃあ一緒にやりましょうかと言った場合に、なかなか同じテーブルに乗ってこれないというか、ついてきてくれないというふうな場面もございますので、そういったものは、現在、県北の観光協議会がございまして、3町、担当課長が寄りまして、部長の音頭のもとにそういった、まずすり合わせを行っているところでございます。

今後はそういったものも必要になろうかと思いますが、本予算に上げておられますが、まずは我が町をうまく周遊性を持たせて、お越しになったお客様が非常に使い勝手のいいといいですか、波佐見の隅々まである程度情報を網羅したものになりたいというふうに思っております。

すので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

30ページの5目。環境衛生費です。13節の委託料に280万、実施設計と監理業務委託費、工事請負費が2,465万7,000円と上がっています。これを見たときに、実施設計と監理業務を合わせて、約11.4パーセントぐらい計上されております。これがなぜこういうふうに高いのかというふうなこと。先ほど課長の説明では、コンセントとかなんとかそういうふうなもの、ある程度工場加工されたものがほとんど設置されるわけでしょうけれども、この辺の実施設計・監理料に、どういうふうな工事内容のためにここが280万も、11%近くも計上されるのかというふうなことをちょっとまずお伺いしたいと思います。

それから34ページ、3目の観光費です。その19節。負担金、補助及び交付金で、観光PR事業費負担金30万、これ新規に上がっております。これはどこに負担されるのか、どこの分なのかということをお教えいただきたい思います。

それから、40ページの3目の消防施設費であります。15、18節の中に防火水槽の設置工事、これは今熊地区を当初310万ということで上がっておったと思います。それから、積載車も7分団、8分団ということで上がっておったと思うんですけども、これは予算執行の中でどうしても不足したのかどうかというふうなことで、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、46ページの6項、1目。管理費ですけれども、これは給食センターのほうになりますが、11節。需用費374万8,000円増額になっておりますが、消耗品が当初140万で、今回の4号補正で149万1,000円、トータル289万1,000円になります。それから修繕費が当初120万に対して、今回225万増額されまして、トータルで345万7,000円になります。この修繕費っていうとは果たして物なのか、施設的なものをどこか修繕されるのか、機械器具あたりの修繕費に係るものなのかというふうなこと。それから消耗品は何なのか。余りにも修繕費が金額が大きいものですから、果たしてその修繕費に該当するのかどうかというのを、ちょっと内容をお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。



**○住民福祉課長（朝長義之君）**

まず、設計費の御質問でございますが、この積算につきましては、工事費につきましてもしかりなのですが、積算に当たる委託料等は持っておりませんでしたので、そういった電気工事関係の専門業者に問い合わせをしまして、工事費とか、あるいは工期あたりを申し上げまして、おおむね10%前後ぐらいの設計費、あるいは監理料が必要だろうというふうなお話をいただきましたので、こういった額を計上させております。

工事費につきましても、この庁舎の上に乗っております工事をしていただいた九電工のほうにそういった積算をしていただいて、はじき出した数値でございます。この額につきましては、県のほうのヒアリングを受けまして、了承をいただいているところでございます。

以上です。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

34ページ、7款、1項、3目、観光費の中の19節、負担金、補助及び交付金の件でございますけれども、この観光PR事業費負担金と申しますのは、実は波佐見焼の縁で、東京のほうでフォトスタジオを持っておられる業者がございまして、7月には波佐見焼で婚活というイベントを数百万かけて自分で事業していただきまして、波佐見をPRしていただきました。

その第2弾としまして、今度はシニア層を対象としたイベントを、10月やったですかね、11月やったですか、で行われたわけですが、これを波佐見の観光PRに使わせていただく、波佐見町も共催しますよということで、波佐見町のPR事業ということで、実は長崎県市町村振興協会の補助事業に乗せまして、この負担金に担当職員の出張旅費等を加えまして、全体で50万の事業費を形成いたしました。その半分の25万を市町村振興協会から財源としていただいて活用させていただいて、波佐見町を首都圏で大きくPRするという事業費の共催費ということで御理解いただければというふうに思います。

**○議長（川田保則君）**

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

40ページ、消防施設費の15節並びに18節の補正の内訳でございます。

まず15節の90万6,000円につきましては、今回は防火水槽を2カ所予定をいたしております。

す。1カ所が長野郷の分です。長野郷につきましては、地元からの要望等に幾分応えるということで、約20万円程度の増額になっておりますけれども、大きいものは西ノ原にもう1基設置しております。西ノ原の防火水槽の工事の中で、当初、掘った土砂の処分は近くの水利の埋め泥に使えるという計画で設計なり工事費を計上いたしておりましたけれども、掘ってみましたところ、かなり土質がやわらか過ぎて、とても埋め泥に使える状態にないということが判明をいたしまして、その土砂の処分費にかなりの金額がかかったということで、今回、この90万6,000円の補正をいたしております。

それから、18節の64万8,000円、積載車購入費でございますが、当初の予算の中で計上しておりました金額そのものが、幾分、私たちの予算の積み上げ、あるいは業者との仕様の確認等がうまくいってなかったところがありまして、実際に見積もりなりをとっていく段階、あるいは地元消防団と協議をしながら使用を確認をしていく際に、どうしても当初予算に上げていた予算ではその仕様がクリアできないということで、そういった仕様の追加をしたためにこの金額が増額となったものでございます。

以上です。

**○議長（川田保則君）**

給食センター所長。

**○給食センター所長（内田 稔君）**

予算書46ページ、学校給食共同調理場費、管理費の中の11節、消耗品費でございますけれども、まず149万1,000円と修繕費225万7,000円を今回計上いたしております。この消耗品の149万1,000円の内容でございますけれども、この分は、学校用の給食用食器、強化食器を平成12年度より全面導入を行い、現在まで使用しております。ただ、長年の使用によりまして、食器に使用傷が発生をしております。そこが洗浄後の食器から、使用傷から入り込んだ汚れが落ち込んでないという状況が発生をしております。そういったことで、この食器を全面的に更新をしたいというふうに計画をしておりますけれども、2年に分けて計画をしております。

そういったことで、今回、補正分については、強化食器のセーフティ碗の中ボウルを2,000個、それからスクールウェアの中皿、これを1,000個更新をするということで計画をして、その合計額がこの149万1,000円ということになっております。

それから、次に修繕費でございますけれども、これも平成12年に給食センターを設置して、

そういった厨房機器を更新をしているわけですが、約14年が経過して、修理が大変昨年度から多くなっております。夏休みの期間中にこういった厨房機器の点検を実施しました。その結果、多くの厨房機器に不具合とかそういったものが発生をしております、その点検結果に基づいて、今回の修繕費を計上しております。

具体的には、かなりの厨房機器になりますけれども、調理機器の、例えば球根の皮むき機械、ピラーと言いますけれども、そういったものとかを中心に、20程度のそういった厨房機器の修理をしなければならないということで、この225万7,000円を今回計上をして、早急にしなければならないものから順次対応しているところでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

午前中答弁していただきましたことについて、ちょっと再質問いたします。

まず、34ページの19節の観光PR事業負担金であります、30万の件ですけど、ちょっと十分内容が理解できなかったもんですから、再度繰り返しになりますが、御説明をもう1回お願いしたいと思います。それから、この30万に対する財源といたしまして、雑収入で上がっております地域活性化支援事業助成金、これに当たっているものなのか、あわせて御回答をいただきたいと思います。

それから、46ページの学校給食共同調理場の先ほどの消耗品と修繕費の問題であります、やはり子供たちに食べる場所の、食べ物を提供する場所の施設でございますので、いろいろな混入物が入ったりなんかというのは大きな問題に発展するわけですので、早い時期にこういうふうに変更するというふうなことも必要であろうと思います。あると思いますが、補正で上がってきたというのがちょっと解せないところがありまして、当初予算できち

んと、その辺はなぜ計画的に予算計上できなかったのか。やはり過程の中で、どうしても補正までして今回、食器にしましても購入しなければならなくなったというふうなことなのか、その辺のきちんとした、補正に上げた理由を御説明いただければと思います。

**○議長（川田保則君）**

商工振興課長。

**○商工振興課長（前川芳徳君）**

34ページ、7款、1項、3目の19節、負担金の件でございますけれども、事業の内容としましては、説明申しましたけれども、東京の港区にございます、あるスタジオでございますが、キッチンスタジオといいますか、そういったところを備えたスタジオでございます、これが以前、1回目は自費で波佐見焼をふんだんに使われて婚活事業をなされたわけですね。二百数十万かけて自費でなさいました。波佐見焼の提供につきましては振興会あたりがなさいましたけれども、今度はその第2弾として、婚活は若い方がターゲットでございましたけれども、今度はミドル、シニアを対象とした、波佐見焼がメインでございますけれども、を器に、今回は沖縄料理でございましたけれども、そういったもののイベントを実施をされまして、この全体事業費で約200万ほどかかっておられますけれども、うちも共催としましようということで、共催費として30万の負担金を出したわけでございます。

財源は、先ほど申された地域活性化の市町村振興協会からの補助金25万を財源としておりますけれども、さらにここの中で、本来、広告費でもいいのかなという感じがしましたけれども、共催ということで、同じ事業を組み立てていくということであれば負担金として支出するのが適当であろうということで、広告費の30万をこの19節のほうに組みかえたと。実際はですね。ですから、一般財源としては、本来の事業費はふやしてはいないんですけれども、財源的にいろいろなメニューを探して、市町振興協会からの補助金を充てているという状況でございます。

**○議長（川田保則君）**

給食センター所長。

**○給食センター所長（内田 稔君）**

先ほどの46ページの消耗品の件でございますけど、補正で上げた理由ということをお尋ねになりました。給食の施設については、衛生検査、食器まで含めて毎年やっているんですけれども、やはり衛生的に管理をしなければならないということで、ことしより食器の衛生検

査について、薬剤を用いた精密な洗浄の検査をいたしました。その結果、先ほど言いました給食器について、使用傷から汚れ落ちが十分でないというような結果が判明しましたので、これについては言われるように早急に対象したほうがいいんじゃないかということで、今回の補正で計上しております。

ただ、製作の期間も要りますので、全部はちょっと年度内には不可能じゃないかという判断の中で、約半分程度を年度内の補正に計上をして、残りは次年度の早い時期にということ更新をしたいというふうに計画をしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

先ほど課長から話がありました観光PR事業、キッチンスタジオですか、そういうふうな中で、東京の某、誰かわかりませんが、そういうふうな形で200万ほどかけて、シニアを対象として、波佐見焼の器を使った沖縄料理を展開されたと、そういうふうなことでの話のようですけれども、例えば考え方として、そのどこか1社でも、誰かがそういうふうなことで町のためにいろいろとPRをしていただくというふうなことであれば、町としてそういうふうな助成を今後もするのか、どういう基準で公費の補助をそういうふうにするのか、今後もどういうふうな尺度でこういうふうな支援をしていくのか、その辺の考え方をちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

補助と申しますか、同じ事業共催ということでやりましょうということで負担金としておりますが、これは一つは波佐見焼振興会も一つの県の補助事業を活用しながら取り組んでいる事業でございますので、そういったものとしてタイアップとして波佐見町も絡んだところで、じゃあ、共催事業として負担をしましょうと。補助じゃなくて負担をしましょうということで基準を設けているところでございます。

ただし、ほかにもそういった事業の中で、アンケートも行っておりますが、波佐見焼というのはかなり知名度が上がってきたというふうに認識はしておりますが、この中でアンケー

トをとりましても、まだ1割程度の方しか波佐見焼、あるいは波佐見町というのを御存じではございませんでした。これを機会として、本当に波佐見を知ってよかったというふうなこともアンケートとしていただいておりますので、そういったPR効果が十分に果たせるようなものについては、全てが全て補助対象とするわけではございませんけれども、こういった可能な限りの財源を見つけてきて、対象として、一般財源をふやすことのないようなことで有効に活用できるものであれば対応していきたいというふうには思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

一つのスタジオといいますか、その方との出会いというのは、やはりファン拡大講座なんです。そして、東京の産業会館でファン拡大講座をする中で、その近くにそのスタジオがありまして、ちょっとのぞいてみた。非常にそういう面では、今の現代にフィットする焼き物がいっぱい並んで、ぜひこれを買いたいとか、買って自分たちが企画をして、いろいろなPRをしたいとかいうようなお話もあったわけですね。

そして、そういうこんないいものが、現代にフィットした焼き物ができている町はどどこかというようなことで、それこそスタッフ、会社の幹部、それから、それぞれ提携していらっしゃる方々が、ほぼ重要なスタッフはほとんど波佐見に来て、そして2泊ぐらいして波佐見のいろいろな地を見て、これはすごいとおっしゃる。僕らはそんなに感じてないですけれども、やっぱり都会の方、そして、そういう企画をされる方、これはすごいなと。そういう非常に感触がいい、そしてこういう方々との連携をとれるということは、波佐見は幸せだなというような思いをしております。

だから、どういう基準とかなんとかじゃなくして、ある面ではそういう中で、よし、踏み込むぞというようなこと、そうしたら財源もかかるだろうし、ある面では町の負担にかからない振興協会の財源を使ったりというような形で、ある面では現場の職員、そして、そういうあれにはちょっと自由な裁量を、しかし当然、自由な裁量と言いながら、必ず自分たちで十分検討しながら、また我々も十分理解をしながら、今からもやっていこうじゃないかなというふうに思っております。

今の状態で相当な経費を使われたんですけれども、それを一緒に町としてやるということは私たちの負担リスクは大きいというようなことで、しかし、つながりは続けていきたいな

と。だから、ある面では、うちの自由のきく範囲の中でのおつき合いを続けていきたいというふうに思っております。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

**○6番（藤川法男君）**

1点確認いたします。20ページ、2款、総務費の企画費で、マスコットキャラクターなんですけど、子供たちも楽しみにしているということを聞いております。ここでキャラクターデザイン整備費、PRということで、福岡の業者の方が担当されるということなんですけど、当初の予算が制作費が50万ということで上がっておりまして、キャラクターデザイン整備ということでどうということか、1点ちょっと確認をいたします。

**○議長（川田保則君）**

企画財政課長。

**○企画財政課長（楠本和弘君）**

先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、9月の議会の中で補正予算を組ませていただいて、この委託費を組んでおります。その中で、120万の業務委託料ということで補正予算を組ませてもらっていたと思いますけれども、その中に今回、マスコットキャラクターの着ぐるみの制作費も今度流用をして、その委託費の中に全て含めてするという形になっております。

このデザイン、委託につきましては、いろいろなもののデザインがございますけれども、それをきちんとしたイラストといいますか、そういうきちんとしたデザインといいますか、何と言いますかね、ポージングの作成とか、色合いのきちんとした何号という色とかあるんですよね、そういったものをきちんとする専門会社に委託をしたということ。それから、「はちやまる」という名前にしましたけれども、そのロゴマークの決定とか、デザインとか、そういったものも含めてのこと、それからネーミング、名前の商標登録、そういった費用も全て含んでおります。

以上です。

**○議長（川田保則君）**

太田議員。

## ○8番（太田一彦君）

まず20ページの今のマスコットキャラクターについてですが、いつ完成するのか、デビューをいつぐらいに考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、その下、19節. 負担金、補助金及び交付金の77万2,000円。21世紀まちづくり支援事業費補助金の内容説明をお願いします。

それから、下の14目の18節. 無停電電源機器購入費とあります。これは今までの買いかえなのか、それとも新規に買われたのか、これも説明をお願いしたいと思います。

それから、30ページ。先ほどから質問があっていた5目、15節の工事請負費のこの庁舎蓄電池設置工事の件なんですけど、これは、要するに停電のときだけに使われるものなのか、日ごろは全く使わないのか、その辺の説明をもう1回お願いしたいと思います。

それから、次に43ページ、10款、3項、1目、11節. 光熱水費123万2,000円発生していますけれども、これについて説明をお願いしたいと思います。

それから、その次のページ、10款、4項、4目、11節の修繕費93万7,000円についても御説明をお願いしたいと思います。

さらに45ページ、10款、5項、2目の15節. 工事請負費16万7,000円、鴻ノ巣グラウンド施設改修工事について説明をお願いしたいと思います。

## ○議長（川田保則君）

企画財政課長。

## ○企画財政課長（楠本和弘君）

いわゆるゆるキャラの作成の時期ということですが、当然、年度内の完成ということで、いろいろな今、そういうブーム等もありまして、発注からちょっと時間がかかるというふうなことも以前も申し上げておりますけれども、3月中旬ということで、日にちはまだ確定はしておりませんし、今からデザインの決定も。いろいろなデザインの提案をしてもらっております。そこのちょっと詰めのところは今入っております、その後にポージングとかございます。実際、持ち運びといたしますか、運んだりする条件等がありまして、例えばドアの幅とか、そういったことも関係しておりますので、十分ある程度どんなところでも活躍できるような状態にしなければならないということで、今、そういった詰めをしているところです。そういうことで、着ぐるみの完成については3月中旬ということを目途にしているというところでございます。



それからもう1点、デビューにつきましても、一つまだ決定はしておりませんが、3月21日がロードレースがございますけれども、ちょうど子供たちもたくさん見えるというふうなこともありますので、小学生から中学生、ずっと集まりますので、そういった場ではどうかなどというふうなことも、今、考えているところでございます。

それから、19節の21世紀まちづくり支援事業負担金というのは、これは実際使っているのが県のほうの21世紀まちづくり支援事業というのがございまして、県の補助金にあわせて町がつけ足して行っている事業でございまして、波佐見町の景観資産に登録されている建物の補修工事に補助金を出すものでございまして、西ノ原の登録文化財がございますけれども、その改修に充てる補助金でございまして、（「福重邸」と呼ぶ者あり）福重邸です。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

20ページ、14目。地域情報化管理費の中の備品購入でございますが、無停電電源装置は通常役場の中で使っているパソコンに接続をしている無停電の電源措置で、経年で機能が低下をしたために買いかえるものでございます。一応、今回の予算では2基分の予算を計上いたしております。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

30ページの蓄電池の日ごろの使用方法ということでの御質問でございますが、今あります太陽光発電設備と蓄電池と連携をさせて充電をしていくわけですが、その蓄電池を満杯にしてあふれた電気は庁舎の中に流すという流れでいくんですが、蓄電池の設定の仕方で、災害はいつ何どき起こるかわかりませんので、常に満杯状態でしておくのが常なんですけど、もうそれを蓄電池の電気を一部使用したいということであればそういう設定をするような形、そういった蓄電池の機能がありますので、2割程度を使いたいということであれば、その電気を使ってやる方法もございますので、設定の仕方でどうにでもなるというようなことでございます。

○議長（川田保則君）

教育次長。

**○教育次長（平野英延君）**

初めに43ページ。中学校管理費の11節、需用費、光熱水費の123万2,000円でございますが、これは中学校の水道の配管の漏水に伴う水道代でございます。改修を行い、逐次点検をしておるんですが、やはり老朽化をしております、修繕をした箇所以外からも漏水をしている状況でございます。その分の水道料が急にここ2、3カ月上がったということでございます。これにつきましては近々な対策が要るんじゃないかなろうかということで、今、研究をしているところでございます。

次に、44ページの93万7,000円の修繕料でございますが、ウェーブホールの、まずエレベーターのバッテリー取りかえ、それから、ホールのバトンの改修、ホールのバトンの改修が必要になった部分の防護柵の整備、そしてもう一つは、高圧充電設備の絶縁対策を行ったというところでございまして、やはりウェーブホールもぼちぼちそういう修繕箇所が出てきているという状況でございます。

最後に、45ページの16万7,000円の工事費でございますが、鴻ノ巣グラウンドのナイターを受電設備並びに球の取りかえを工事費で計上いたしております。

以上でございます。

**○議長（川田保則君）**

ほかに質疑はありませんか。

今井議員。

**○7番（今井泰照君）**

ちょっと全般的なことをお願いというか、しておきたいんですけど、今回の第4号の補正の中で、もう少し詳細に説明してもらえば、改めてまた聞かなくてよかったところが結構あるかと思うんですけど、次回からもう少し掘り下げた説明をいただければと思います。その辺をよろしくお願いします。

**○議長（川田保則君）**

企画財政課長。

**○企画財政課長（楠本和弘君）**

当初の説明をとということだというふうに理解しまして、当初の予算の説明では大まかなということで、あと、それぞれの担当課での説明ということでお願いをしているところでございますけれども、もう少し詳しくということであれば、検討して、できるだけもう少し詳し

くしたいと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありますか。

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

済いません、20ページをお願いします。これの17目の地域づくり事業費、これの13節になります。その中でデザインパッケージ作成業務委託料というのが10万ほど上がっておりますが、これはどういったものをされたものなんでしょうか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

農商工連携で、パッケージのデザインの、現在、試作をしているんですけども、その業務を進めるに当たりまして、外部の業者に一部デザイン等の、パッケージが中心なんですけれども、委託をやっておりまして、それを計上させていただいております。中身につきましては、お茶と川内のお味噌と両方、2種類のパッケージでございます。失礼しました。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5～7 議案第67号～議案第69号

##### ○議長（川田保則君）

日程第5. 議案第67号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第7. 議案第69号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括して議題とします。

本案についての内容説明を求めます。

健康推進課長。

##### ○健康推進課長（河野政幸君）

議案第67号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ851万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億914万5,000円とするものでございます。今回の補正は、歳入につきましては、主なものは保険基盤安定繰入金の保険料軽減分及び保険者支援分に係る一般会計繰入金の増額でございます。歳出につきましては、主なものは一般被保険者高額療養費及び一般被保険者分の保険料還付金の増額でございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、9款. 繰入金、2項、1目. 一般会計繰入金を809万2,000円増額し、8,952万8,000円とするものです。これは保険基盤安定繰入金として、低所得の被保険者の保険料軽減のために県及び町が財源補填を行うためのものと、財政基盤の弱い保険者への財政支援のために国、県、町が行うものがあります。今回は保険料軽減分として675万8,000円、保険者支援分として118万円を増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款. 保険給付費、2項、1目. 一般被保険者高額療養費については、給付見込み額の増加により620万円を増額し、1億3,600万円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

11款. 諸支出金、1項、2目. 一般被保険者保険料還付金を181万6,000円増額し、331万6,000円とするものでございます。これは一般被保険者の過年度分保険料の構成に伴う保険料還付金が多く発生したため、増額するものでございます。

次ページ、給与費明細書については、給与改定に伴うものでございます。別表のとおりで  
ございます。

以上で、平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わ  
ります。

続きまして、後期高齢者のほういきます。

議案第68号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御  
説明申し上げます。

歳入歳出の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万  
7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,602万5,000円とするもの  
でございます。今回の補正予算は、歳入につきましては一般会計繰入金を増額で、歳出につ  
きましては後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款.繰入金、1項、2目.保険基盤安定繰入金に59万7,000円を  
追加し、4,684万4,000円とするものでございます。これは低所得の被保険者の保険料軽減の  
ために県及び町が財源補填を行うものでございます。

10ページをお願いします。

歳出でございますが、2款.後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目に59万7,000円  
を増額し、1億4,065万円とするものでございます。これは、県及び町からの繰入金を保険  
基盤安定負担金として広域連合へ納付するものでございます。

以上で、平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わ  
ります。

続きまして、介護保険のほういきます。

議案第69号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説  
明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万  
9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,400万4,000円とするもの  
でございます。今回の補正予算は、歳入につきましては国庫支出金による増額、歳出につ  
きましては給与改定に伴う地域支援事業費の増額が主なものでございます。

それでは6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、2次予防事業費の給与改定分4万円と包括的支援事業費任意事業の給与改定分10万9,000円について、それぞれの財源の配分割合で計上いたしております。1款. 保険料、1項、1目. 第1号被保険者保険料は、給与改定分の全体となります14万9,000円の21%、3万1,000円を追加しております。

次ページをお願いします。

3款. 国庫支出金、2項、2目. 地域支援事業交付金（介護予防事業費）4万円の25%、3目. 包括的支援事業・任意事業の39.5%、4万3,000円を追加しております。

8ページをお願いいたします。

4款. 支払基金交付金、1項、2目. 地域支援事業支援交付金は、介護予防事業費の29%、1万2,000円を追加するものでございます。

次ページをお願いします。

5款. 県支出金、2項、1目. 地域支援事業交付金（介護予防事業費）の4万円の12.5%、2目. 包括的支援事業・任意事業の19.75%を追加をいたしております。

10ページをお願いいたします。

6款. 繰入金、1項、2目. 地域支援事業費繰入金（介護予防事業費）4万円の12.5%、それと2目. 包括的支援事業・任意事業の19.75%を追加しております。

12ページをお願いします。

歳出でございますけれども、先ほど申し上げました財源の内訳の分で、3款. 地域支援事業、1項、1目. 二次予防事業費の給与改定分4万円を追加し、676万8,000円とするものでございます。

次ページをお願いします。

2項、2目. 総合相談事業費に給与改定分6万9,000円、4目. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に給与改定分4万円を追加するものでございます。

14ページをお願いします。

給与費明細については、別表に掲げるとおりでございます。

以上で、平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず初めに、議案第67号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手多数であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第8～10 議案第70号～議案第72号

○議長（川田保則君）

日程第8. 議案第70号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）か

ら日程第10、議案第72号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括して議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

**○水道課長（澤田義満君）**

議案第70号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成26年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,533万1,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正といたしまして、第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正によるものでございまして、今回の補正は浄化センター等の維持管理委託契約の更新に伴う債務負担行為の補正及び建設費の事業執行に伴う国庫補助事業費予算の組みかえ、また給与改定等による人件費の補正となっております。

4ページをごらんください。

第2表、債務負担行為の補正でございます。変更で、波佐見中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務委託料でございます。変更前で期間が27年度から29年度まで、限度額6,780万5,000円を、変更後、限度額5,298万6,000円とするもので、1,481万9,000円の減額にするものでございます。

現在、浄化センターの維持管理につきましては、民間の専門業者に3年契約で委託をしているわけでございますが、本年9月で契約満了となりまして、これまで同様、東彼杵町と共同で、スケールメリットを生かした技術提案型プロポーザル随意契約方式により契約更新を行い、当初予算より減額となったものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容を説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、4款、1項、1目、一般会計繰入金でございます。補正額4万5,000円の増額で、1億8,217万8,000円とするものでございます。今回の補正による財源不足等は一般会計から受け入れるものでございます。



次ページをお願いいたします。

4款、2項、1目. 上水道事業会計繰入金、補正額5万3,000円の増額で、496万5,000円とするものでございます。この分につきましては、課長の人件費を上下水道上の会計で折半し、負担し合っているわけでございますが、今回の給与改定に伴うものでございます。

9ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款、1項、1目. 一般管理費。補正額25万3,000円の増で、内容としましては、今回の給与改定に伴う人件費の増額分を計上いたしております。3目. 処理場管理費、補正額38万9,000円の減額で、浄化センター維持管理業務委託の契約更新に伴う本年度分の減額分を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

2款、1項、1目. 管渠建設費でございます。補正額23万円の、総額で1億2,870万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、給与改定に伴う人件費の補正と国庫補助事業の執行残による事業費の組みかえを行うもので、13節の委託料128万円を減額するとともに、22節の補償費300万円の減額、合わせまして428万円を工事請負費に増額するものでございます。このことによりまして、整備区域の拡大を図るものでございます。

次ページにつきましては、財源組みかえとなっております。

また、人件費の明細につきましては、12ページから13ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第71号 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

総則、第1条、平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正といたしまして、第2条、平成26年度波佐見町上水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。第1款. 水道事業収益、補正額4万5,000円の増額で、2億8,727万4,000円とするものでございます。また、支出についてでございます。第1款. 水道事業費用、補正額325万4,000円の増額で、2億6,259万円とするものでございます。今回の補正は、給与改定等に伴う人件費の補正、並びに水道事業に係る原水及び浄水量の増大によ

る維持管理費の補正となっております。

6ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。1款、1項、1目。他会計補助金、補正額4万5,000円の増で、補正後4万5,000円とするものでございます。対象者の増に伴う児童手当の負担金といたしまして、職員の子供の誕生によるものでございまして、繰り出し基準による一般会計から受け入れるものでございます。

続いて7ページをお願いします。

支出でございます。1款、1項、1目。原水及び浄水費、補正額231万円の増額で、4,856万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、委託料100万円。ろ過紙の砂かき回数の増によるということで、現在、原水の水質悪化に伴いまして砂かき回数がふえまして、その分を今回計上いたしております。

続いて、動力費125万円となっております。電気使用料で、施設稼働の増に伴うということで、ことしの夏など、雨が多く、水源切りかえ等によりますポンプの稼働実績等がふえまして、今回、この分の電気使用量を計上させていただいております。

また、薬品費といたしまして、次亜塩素の投入費用が若干ふえまして、6万円の計上をさせていただいております。

また、4目。総係費、補正額94万4,000円の、総額で6,143万3,000円とするもので、給与改定等に伴う人件費の増が主な理由となっております。人件費の内訳につきましては、4ページと5ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第72号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

総則、第1条、平成26年度波佐見町工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正といたしまして、第2条、平成26年度波佐見町工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

収入については補正計上はありません。支出でございます。第1款。収益的支出、補正額10万円の増額で、1,646万円とするものでございます。今回の補正は施設の維持管理費の増

による補正となっております。

3ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。1款、1項、1目。原水及び浄水費、補正額10万円の増額で、74万8,000円とするものです。内容といたしましては、動力費でありまして、工業用水の排水供給量の増に伴う電気使用量がふえたことによる補正となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず初めに、議案第70号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 閉会中の継続調査申出について

○議長（川田保則君）

日程第11. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74号の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書1件、要望書1件につきましては配付にとどめますので御了承願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成26年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員